

415

1457

ラレトノ当方見	ハシテ 必シテ冒以電ニ	國務長官ヲ	囑シ得ル狀況ニ	極ニ緊迫シ	問題タリ得	之ニヨリ米
ナシ	テ今之置カレ	ヲ提得セラル	ニ達セリ右	シ總理ト大	ヘキ天今ヤ	測ヲ得セシメ
		ト共ニ右合	ト右市令	統領ノ会見ニ	今ヤ国防情	ルヤ否中ハ
		議ハ自由	令ハ大統	見ニ最取	勢國內情勢	ハ自ラ列
			領及	最取	共ニ	列箇ノ
				望ミ		

電信案

外務省

0 700 413

(原議用紙乙)

395

414 (分類)

東京局長

次 大 巨 1457

電 信 案	往電ヲ	電送第33160 號	主管
電 信 案	五〇三	昭和6年8月26日午後7時30分發	主任
電 信 案	二	件 名	桑原利加局長
電 信 案	二	宛	郵村大佐
電 信 案	二	第 五〇四 號	主任
電 信 案	二	記録件名	豊田大佐
電 信 案	二	發	
電 信 案	二	右ハ七月廿四日米大統領提安書ニ對シ	昭和6年8月26日起草
電 信 案	二	我方国内情勢上達シ得ル最大限ヲ示セルモノナリトモ	

電 信 案

外 務 省

0 699 412

(日本規格規格B5)

394

417

1457

電 信 案	外 務 省	1	必スシモ
		2	ヲ挿
		3	入セ
		4	ラシ
		5	
		6	
		7	
		8	
		9	
		10	

(日本標準規格 B5)

0 702 415

397

416

(分類)

1457

電 信 案	外 務 省	1	事務的諸商
		2	の
		3	拘泥
		4	ス
		5	ト
		6	ト
		7	向
		8	
		9	
		10	

暗 平略	電送第 33230 號	主管 立 利 加 吉 長
昭 和 16	年 8 月 27 日 10 時 35 分 發	主任 均
件 名	宛 野 村 大 使	發電係 均
大 臣 官 邸	第 五 〇 六 號	昭 和 十 六 年 八 月 二 七 日 起 草
記 録 件 名	發 曲 田 吉 長	
(板 橋 館 長 送 達)		

(日本標準規格 B5)

0 701 414

396

419

1457

由非第 要案ヲ口述(英文未だ完成ニアラ
 序七政府回答)
 サルヲ以テノ上本令見ノ重要意義ヲ強ク申
 述一本使大統領ニ直接ノ見方依頼シタ
 ル事今日ハ難カシク明朝返事ノ事ヲ答
 (タリ)
 令談面「フアール」演説カ有益ナリト旨申
 セシ長官ハ自分ノ新聞記者ニ對スルニ答
 函シ

館長符號電信

0 704

417

399

418

1457

(總文6419)

大臣 次官 亞利加曼 東亞局長

電信課長

昭和十六年八月廿七日

八月廿八日 前後本省著

極秘 館長符號

野村大使

東亞外務大臣

第廿四号

東亞局長

東亞局長

今日水曜正午國務長官ヲ往訪申訓令ノ趣旨

ヲ体シ首相「メッセ」子ヲ手交シ

館長符號電信

0 703

416

398

REEL No. A-0288

アジア歴史資料センター

429
(分類)

東亞局長

1457

官印

臣

電 信 案	為冒頭往電内容順ニ左ノ通り番號ヲ記入セラレ	往電第五〇三號ニ関シ	第 五 〇 九 號 外機密 館長符號	電送第 333 83 3348 號	主管
				昭和 16年 8月 29日 午後 9時 一分 發	主任
				宛 野 村 大 使	在米
				配録件名	發 曲 田 大 臣

電信課長

發電係

昭和十六年八月廿八日起草

401

(日本標準規格B5)

0 706 419

420

1457

ニ言及シタリ (チアテルノ雄辯ヲ云々シ記者ノ評
細ナル質問ニ答セカリシト) 又東京ニ於ケル新聞
論評等ニ微シ積極膨張論者ガ勝
ヲ制スルカキ疑念ヲ云々シタルヲ以テ適老
ニ在ル啓世ニ努メ置ナリ (了)

館長符號電信

0 705 418

400

REEL No. A-0288

(一) 本電を方見
 解ハ米例カ担
 テ平直ニ其ノ意
 見ヲ同陳シテ我
 方カ之ニ対応ス
 セニトテ予見
 セルニ依リテハ
 報復セシ見テ
 才カ我方トシテ
 在互ニ其ノ行
 見テ以カニシタ
 上互黨ノ精神
 二偏リ基ノ強
 自ラ妥協兵ヲ
 見出スニト必
 事ニテ其カ六
 所首領ノ意

431

0 708 1457

- 五、(帝國政府ハ合衆國政府カ非公式討議ニ於テ予見セ
 るル「プログラム」以下)
- 六、(前記所述ニ依ル以下)
- (乙) 冒頭往電中特定事項ニ関スル内容説明 貴官
 御旨迄 左ノ通り
- (二) 三號ニ付、「公正ナル極東平和ノ確立スルニ於テハ十八例ハ
 等ニ依リテ荷政府カ完全ニ地方自治ニ應ジテ日支關係加緊上平等
 ハ接 蔣心ノ止ノ閉鎖、佛印包圍的措施ノ中 止甚不

日本標準規格 B5) 421

403

1457

430

- 一、(合衆國政府以下先方之書ノ内容ヲ繰返シタル
 項)
- 二、(帝國政府ハ合衆國政府カ日本國從來ノ誓約以下)
- 三、(帝國政府、佛印共同防衛措置以下)
- 四、(合衆國政府ハ太平洋^{全角}會商^ニ付テノ平和的解決
 ニ関スル會商ノ基礎以下)

日本標準規格 B5) 0 707 420

402

433

1457

電 信 案 一

適用せらるる原則ヲラメントノ考慮ニ出テタルモノナリ

ハ極メテ偏勢的ノモノトナル惧アルヲ以テ広ク全世界ニ

接地域等ニ於テ何等ノ制約ヲ受ケス結局日本ニトシテ

以ニ於テハ種々拘束ヲ受クルニモ拘ハラズ 米國ハ其隣

ルコトモナラ 我方ハ新秩序ヲ建設セントスル東亞共榮圈

示ノ原則及希望カ畢ニ太平洋地域内ノミニ適用セラ

(4) 右ハ全世界ニ適用セラルヘキモノニシテ云々トハ先方提

(日本標準規格B5)

0 710 423

405

432

1457

電 信 案 一

(三) 五號ニ付、

出テタルモノナリ

閣下ノ固ク出来ル丈ケ格_下リアルモノトセントノ趣旨ニ

モ撤兵ヲ考慮シ得ヘシトノ意ニテ要スルニ先方トノ

必スシモ支那事変ノ全面的解決ヲ見サル場合ニ於テ

公平且圓滑ニ行ハルルカ如キ事態ニ立到レル場合ニ

除去等依リ弱自敵カ除カレ且佛印ヨリノ物資獲得カ

其_他

(日本標準規格B5)

0 709 422

404

435

1457

電 信 案

「存在上ノ要求ヲ充足スル」ノ點ハ先方ノ所謂「脅威防衛」ヲ
 國ノ「モンロー」主義トモ相通スルモノナルコトヲ意味スルモノナリ尚
 所謂「優越的地位」ヲ獲得スルモノニ非サルコトヲ示シ且米
 隣接地域互ニ其ノ固有ノ特質ヲ尊重スルモノトハ米側ノ
 招来ニ兼出シ居ルモノ必然的且当然ナル旨ヲ明カニスルト共ニ
 園建設ニ付滿支中核主義即善隣主義ニ依ル平和
 (イ)「其ノ隣接地域トノ關係ニ於テ相互ニ云々」トハ我方カ共榮

(日本標準規格 B5)

0 712 425

407

434

1457

電 信 案

自然ノ理ナルコトヲ暗示セルモノナリ

深園内ニ於テ平和裏ニ經濟的指導ノ地位ニ立ツコトノ
 スル協力ヲ爲スモノ当然ナル所以即チ我方カ東亞共
 分ニ付衡平ナル措置ニ出スキコト並ニ指導力ヲ利用
 原則ニ関シ有利ナル地位ニ在ル國ノ他國ニ対スル物資配
 カニ付云々」トハ先方提示ノ經濟的機会及待遇ノ平等
 (ロ)他國ヨリ優シ若ハ有利ナル條件ニ在ル國カ之カ配分及協

外 務 省

(日本標準規格 B5)

0 711 424

406

外務省

222

1457

英米共同宣言ニ關スル件

(昭和一六ハニセ)

一 八月十四日公表セラレタル英米共同宣言(別紙第一)ニ關スル特色左ノ如シ

(一) 本宣言ハ英國ヨリモ寧ロ米政府從來ノ政策及聲明ノ趣旨ヲ多分ニ包含ス例ヘハ

(二) 第四項、第五項及第六項後段「ハル」長官ノ經濟五原則(別紙第三)並「ルーズヴェルト」自由原則(別紙第四)參照又本項ヲ以テ「ニューディール」ニ見ララル「ルーズヴェルト」的理想主義トスルモノアリ

(三) 第七項海洋自由ハ米國傳統政策ニシテ最近ニモ米閣「ロビン

(日本標準規格B5)

0 487 198

409

436

1457

電信案

外務省

取入レ支那ニ於ケル共同防衛ノ點モ考慮ニ入レタル次第ナリ
要スル(一)(四)共我方ノ從來誓約ニ未レル東亞共
榮國建設ノ方法手段ニ付將來話合ニ於テ動キトシ
又様ニナラサル爲ノ用意ニ出ラタルモノナリ

(日本標準規格B5)

0 713

426

408

REEL No. A-0288

(四) 本宣言ハ軍備ノ一方的撤廢ヲ目標トシ居リ「ウ」宣言ニ於ケル如キ公平性ナシ(第八項)

(イ) 本宣言ハ戦後ニ於ケル平和保障機構トシテ第八項アルノミニ「ウ」宣言ニ於ケル如キ理想主義的色彩薄シ

(ロ) 本宣言ニ「ル」ノ自由四原則中ノ信教ノ自由ヲ特ニ含メ居ラサルハ注目ニ値スヘク右ヲ以テ蘇聯共産主義トノ矛盾ヲ避ケ蘇聯ヲモ英米神聖同盟ノ一員トシテ承認セルモノト論スルモノアリ

現ニ「アトリー」ハ今次會見ニ於テ兩國ノ對蘇援助ヲ論議セリト述フ

(四) 日本カ指摘セラレ居ラサルモ本宣言ニ依リ日本ヲ脅威スルト共ニ今後共英米ニ於テ極力樞軸離脱ヲ誘導強要スルコトヲ示唆ス

外務省

(日本標準規格B5)

0 489 200

414

「ムーア」號擊沈ニ關シ「ル」ハ六月二十日致書ヲ議會ニ送リ公海ニ在ル船舶ヲ濫リニ擊沈スルハ非道ニシテ米ハ獨カ公海ヲ恣ニ使用スルコトヲ許容セサル旨述ヘタリ

即チ本宣言ハ米國の宣言ニ英國カ便乗セルモノトモ云フヘク右ニ依リ米國カ歐洲戦争ニ對スル責任ヲ公式ニ分擔セシメラルニ至レルモノト見ルコトヲ得ヘシ

(ロ) 本宣言カ「ウィルソン」十四原則(別紙第二)ト相違スル點ハ英國外相發電譯(別紙第五)ニ指摘セラレタル點ノ外

(イ) 本宣言ハ現状維持ヲ趣旨トス即チ概ネ「ヴェルサイユ」條約ニ依リ設定セラレタル地圖ノ維持ヲ目標トシ居ルモ民族自決主義的色彩ハ薄シ(第二項、第三項)

外務省

(日本標準規格B5)

0 488 199

410

226 A

1457

極的軍事行動ノ場合ノ德義的基礎有石ヲ意圖シ居ル如シ

(イ) 樞軸側ニ脅威ヲ與ヘ且和平攻勢ヲ豫メ準備セントス

(ロ) 被占領諸國民ニ勸キ掛ケ何等カノ希望ヲ有セントムルト共ニ其ノ
内部擾亂ヲ期待ス

(以上)

外務省

(日本標準規格B5)

0 491 202

413

225

1457

ルモノト解シ得ヘク英米兩當局共ニ今次會談ニ於テ一切ノ地域
乃至軍事の支配ヲ目標トスル諸種ノ危險ニ付討議セリト聲明シ
居ルヲ以テモ明カナリ(從テ第八項軍備撤廢ハ獨伊及日ヲ意味
スルモノト報スルモノアリ)

→要スルニ今次宣言ハ其内容ニ於テ特ニ異トスルモノナキモ正式ニ
英米兩國共同ノ戰爭目標ヲ公表シ以テ主ニ左ノ如キ政治的心理的
影響ヲ狙ヒタルモノト云ヒ得ヘク具體的效果ハ本宣言後ノ兩國ノ
具體策ニ俟ツモノト考ヘラル

(イ) 英米兩國民ヲシテ疎ル所アラシムルト共ニ條約支那等ニ精神的
支援ヲ與ヘ

(ロ) 特ニ米國內輿論ノ統一ヲ圖リ以テ參戰輿論ヲ然成センメ將來積

外務省

(日本標準規格B5)

0 490 201

412

REEL No. A-0288

アジア歴史資料センター

226B

1457

英
米
共
同
宣
言

條
約
集

第十九輯
第三十五號

(579)

外務省條約局

昭和十六年八月十八日編纂

0 494
204

417415

REEL No. A-0288

226 e
(579)

1457

(假譯)
英米共同宣言

千九百四十一年八月大西洋上ニ於テ署名
同 年八月十四日 發表
(本共同宣言ノ歐文ハ聯府同報ニ據ル)

「アメリカ」合衆國大統領及聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」總理大臣ハ會
合ヲ爲シタル後兩國ガ世界ノ爲一層良キ將來ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス兩國國策ノ共通原
則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

- 一 兩國ハ領土の其ノ他ノ増大ヲ求メズ
- 二 兩國ハ關係國民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セザル領土の變更ノ行ハルルコトヲ欲セズ
- 三 兩國ハ一切ノ國民ガ其ノ下ニ生活セントスル政體ヲ選擇スルノ權利ヲ尊重ス兩國ハ主權及自治ヲ
強奪セラレタル者ニ主權及自治ガ返還セララルコトヲ希望ス
- 四 兩國ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大國タルト小國タルト又戰勝國タルト敗戰國タルトヲ問ハズ
一切ノ國ガ其ノ經濟的繁榮ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等條件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ
促進スルニ努ムベシ

英米共同宣言

011

0 495 205

418

REEL No. A-0288

226 D

1457

(579)

英米共同宣言

- 五 兩國ハ改善セラレタル労働基準、経済的向上及社會的安全ヲ一切ノ國ノ爲ニ確保スル爲右一切ノ國ノ間ニ經濟的分野ニ於テ完全ナル協力ヲ生ゼシメンコトヲ欲ス
- 六 「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後兩國ハ一切ノ國民ニ對シ其ノ國境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供與シ且一切ノ國ノ一切ノ人類ガ恐怖及缺乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全フスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムベキ平和ガ確立セララルコトヲ希望ス
- 七 右平和ハ一切ノ人類ヲシテ防碍ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムベシ
- 八 兩國ハ世界ノ一切ノ國民ハ實在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ問ハズ強力ノ使用ヲ拋棄スルニ至ルコトヲ要スト信ズ陸、海又ハ空ノ軍備ガ自國國境外ヘノ侵略ノ脅威ヲ與ヘ又ハ與フルコトアルベキ國ニ依リ引續キ使用セララルトキハ將來ノ平和ハ維持セララルコトヲ得ザルガ故ニ兩國ハ二層廣汎ニシテ永久的ナル一般的安全制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル國ノ武装解除ハ不可缺ノモノナリト信ズ兩國ハ又平和ヲ愛好スル國民ノ爲ニ壓倒的軍備負擔ヲ輕減スベキ他ノ一切ノ實行可能メ措置ヲ援助シ及助長スベシ

フラン、デン、デー、ローズヴェルト
ウイン、ト、チャーチル

206

0-498204

419

226 G

MINISTERE DES AFFAIRES ETRANGERES

1457

(N° 579.)

COLLECTION DES TRAITES

Collection XIX, N° 35.

(Le 18 août 1941.)

ANGLO-AMERICAN JOINT DECLARATION.

203 0 497

414

REEL No. A-0288

0290

アジア歴史資料センター

226 F

1457

(579)

ANGLO-AMERICAN JOINT DECLARATION.

*Signed somewhere on the Atlantic, on a certain day of August, 1941.
Announced on August 14, 1941.*

The President of the United States of America and the Prime Minister, Mr. Churchill, representing His Majesty's Government in the United Kingdom, being met together, deem it right to make known certain common principles in the national policies of their respective countries on which they base their hopes for a better future for the world.

1. Their countries seek no aggrandizement, territorial or other.
2. They desire to see no territorial changes that do not accord with the freely expressed wishes of the peoples concerned.
3. They respect the rights of all peoples to choose the form of government under which they will live; and they wish to see sovereign rights and self-government restored to those who have been forcibly deprived of them.
4. They will endeavor, with due respect for their existing obligations, to further the enjoyment by all states, great or small, victor or vanquished, of access on equal terms to the trade and raw materials of the world which are needed for their economic prosperity.
5. They desire to bring about the fullest collaboration between all nations in the economic field with the object of securing for

207 0 493

415

226 E
(579)

1457

all improved labour standards, economic advancement and social security.

6. After the final destruction of the Nazi tyranny, they hope to see established a peace which will afford to all nations the means of dwelling in safety within their own boundaries and which will afford assurance that all men in all lands may live out their lives in freedom from fear and want.

7. Such peace should enable all men to traverse the high seas and oceans without hindrance.

8. They believe that all nations of the world, for realistic as well as spiritual reasons, must come to the abandonment of the use of force. Since no future peace can be maintained if land, sea or air armaments continue to be employed by nations which threaten or may threaten aggression outside their frontiers, they believe, pending the establishment of a wider and permanent system of general security, that the disarmament of such nations is essential. They will likewise aid and encourage all other practicable measures which will lighten for peace-loving peoples the crushing burden of armaments.

Signed: Franklin D. Roosevelt.

Signed: Winston Churchill.

0 492 208

416

一 主權問題決定ニ當リ關係人民ノ利益ハ關係政府ノ正當ナル要求ト
 同程度ノ重要性ヲ有スヘシトノ原則ニ基キ一切ノ植民地問題ハ自
 由公正ニ處置セラルヘキコト
 二 露領撤退
 三 白耳義撤退
 四 佛領撤退竝ニ「アルサスロレーン」返還
 五 伊太利國境ノ再修正
 六 埃太利 洪牙利國民ノ自治的發展
 七 羅馬尼亞「セルヴィヤ」
 八 「モンテネグロ」撤退
 九 「オットマン」帝國ノ調整竝ニ「ダーダネルス」海峽ノ恒久的
 開放

外務省

(日本標準規格B5)

0 499 210

421

「ウキルソン」十四原則
 一九一八年八月八日米國大統領「ウキルソン」ハ世界平和計畫トシ
 テ左ノ十四原則ヲ公表セリ
 一 公開ノ平和規約達成後ハ如何ナル種類ノ國際的祕密諒解モナカル
 ヘク外交ハ常ニ公明ニ行ハルヘキコト
 二 平戰時ヲ問ハス公海ニ於ケル絶對的航行自由、但國際規約遂行ノ
 爲ノ國際的行動ニ依リ全部乃至一部閉鎖セラレル場合ヲ除ク
 三 一切ノ經濟的障壁ノ可及的除去竝ニ平和維持同意國間ニ於ケル貿
 易條件ノ平等確立
 四 各國軍備ヲ國內的安全ニ必要ナル最小限度縮少方ノ適當ナル保障
 アルコト

外務省

(日本標準規格B5)

0 498 209

420

別紙第二

230

1457

別紙第三

米歐ノ歐洲戰後ニ於ル經濟五原則

米歐「ハル」國務長官ハ昭和十六年五月十八日「ラヂオ」放送ニテ
 「米歐ノ根本目標ハ英國ノ勝利ヲ確立スルニアル」ト主張シ、同時
 ニ戰後平和ニ對スル基礎條件トシテ
 「極端ナル國家主義カ過度ノ通商制限トナリテ再現スルコトヲ許サ
 ス
 二 國際通商ノ繁榮ヲ招來スルヤウ何等ノ差別的特遇ナキ世界的通商
 制度ヲ樹立スルコト
 三 原料諸物資ハ差別待遇ヲ撤廢シテ、凡ユル國家ニ享受セシメラル
 ヘヤコト
 四 商品ノ供給ヲ規制スル國際諸協定ハ消費諸國及各國民ニ對スル干

外務省

(日本標準規格B5)

0 501 212

423

229

1457

十四「ポーランド」國建設

十四 大小國家ヲ問ハス政治的獨立竝ニ領土保全ノ相互保障ノ爲特定
 規約ノ下ニ一般的諸國間ノ聯合結成ノコト

外務省

(日本標準規格B5)

0 500 211

422

REEL No. A-0288

232.

1457

別紙第四

「ルースベルト」ノ所謂自由四原則
 米大統領ハ昭和十六年一月六日米國議會開會ニ際シ教書ヲ送り其
 中ニ
 一我々ハ將來人間ノ根本的ナ四ツノ自由ノ上ニ立ツ世界ノ實現スル
 ヲ待望ス、ソノ自由トハ
 一全世界ニ亘ル言論ノ自由
 二宗教ノ自由
 三缺乏ヨリノ自由、即チ總テノ國ニ對シテノ國民ノ健全ナル平和ノ
 生活ヲ保障スル各國間ノ經濟的諒解
 四恐怖ヨリノ自由、即チ世界ノ何處ニ於テモ一國カソノ隣國ニ對シ
 實際ニ侵略ヲ犯ス能ハサル完全ナル軍備縮少
 等ナル旨聲明セリ

外務省

(日本標準規格B5)

0 503 214

425

231.

1457

涉ラ完全ニ防止スルヨウ取扱ハルヘキコト
 一 大國際金融機構ヲ設定シ、凡ユル國家ノ須要ナル諸事業於ニ不
 斷ノ發達ニ對スル援助ヲ與ヘ且凡ユル國家ノ福利繁榮ニ適合スヘ
 キ措施ノ發達ニ依リテ經濟ヲ許容スル如キモノトナスコト
 ヲ發表セリ

外務省

(日本標準規格B5)

0 502 213

424

REEL No. A-0288

アジア歴史資料センター

ノ犧牲者タリシ現存諸國家ノ主權竝ニ自治ノ恢復ニ關聯ス從テ右
 ハ一般原則ニ集中セラレ居リ國境問題ノ如キハ將來ノ解決ニ於ケ
 ル主要問題トナルモノニ非ス

(四)最近ニ於ケル英米ノ諸宣言(例ヘハ「ルーズヴェルト」ノ「四ツ
 ノ自由」)ト同様本宣言ハ經濟問題ニ對シ特別ノ關心ヲ拂ヒ居レ
 リ例ヘハ第四點、第五點竝ニ第六點ニ於ケル欲望ヨリノ自由ニ關
 スル觀念ノ如シ右ハ恒久的解決ニ於ケル經濟的福利ノ果ス基本的
 役割ノ悟得ヲ示スモノナリ右ハ十四點乃至十四點ニ基ク解釋中
 ニ見出サレサル所ナリ

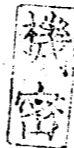
(五)十四點ノ第四點ハ一般の車輛縮少ヲ要請シ居レリ今次宣言ハ正當
 ナル諸原則ハ力ニ依リ擁護セラルヘントノ一層現實的ナル見解ニ

外務省

(日本標準規格B5)

0 505 216

427



別紙第五

英米共同宣言ニ關スル件

在京英國大使宛英外務大臣電要譯

本件ニ關スル樞軸側宣傳振ハ「ウイリソン」ノ十四點ト比較シ之ヲ
 貶シ居ル處左記事項參項迄ニ電報ス

(一)十四點ハ純然タル亞米利加側ノ宣言ナルカ今次宣言ハ英米共同ノ
 宣言ニテ依ツテ^{以テ}二大「アングロサクソン」國ノ完全ナル目標統一
 ヲ確保セントスルモノナリ

(二)英國ハ一九一八年當時ニ於ケルカ如ク秘密條約等ノ形式ニ依ル復
 雜セル約束ニ拘束セラレ居ラス

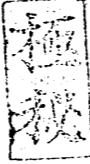
(三)十四點ハ主トシテ第一次大戰前諸帝國ノ崩壞ニ伴フ新國家ノ建設
 ニ關聯ス從テ主トシテ國境問題ニ集中セラレタリ今次宣言ハ侵略

外務省

(日本標準規格B5)

0 504 215

426



現在以上武力進出ニ對シテ(八月十七日米大統領ヨリ在米大使ニ手交)

(要略)

過去數ヶ月ニ亘リ合衆國及日本國兩政府ハ國務長官及在華府日本
國大使ヲ通シ太平洋ニ於ケル秩序及正義ヲ有スル平和ノ維持ニ關
シ兩國間ニ會商ノ爲ノ確實ナル基礎ニ到達スル可能性ヲ檢討スル
目的ヲ有スル長期間ノ會談ヲ行ヒ來タレリハ右會談ノ基礎ヲ爲セ
ル主義及政策ハ何レノ政府モ武力又ハ武力ノ威嚇ニ依リ擴張ノ目
的ヲ退及スルコトヲ防遏セルモノナリ、
去ル七月二十四日合衆國大統領ハ「ブレイト、ブリテン」和蘭及
支那政府ニ對シ之等諸國カ佛印ニ關シ侵略的意圖ヲ有セサル旨ノ
拘束力アル聲明ナル宣言ヲ爲シ且印度支那ノ市場及原料ハ均等ナ

外務省

基中第八點ニ於テ第一次的ニ廣汎ナル安全組織ノ案出セラレル迄
侵略國ノミ軍備撤廢スヘキコトヲ要求スルモノナリ
内一般的ニ十四點ノ缺陷ハ英米兩國ニ於テ其ノ含蓄ヲ充分ニ確保ス
ル用意ナカリシコトニ存ス然ルニ今般ハ英米兩國トモ勝利ノ實ス
「リーダー・シップ」ニ關スル責任ヲ共同引受ノ用意一層大ナル
コトヲ表示ス

外務

(日本標準規格B5)

レタル希望ニ對シ充分ナル同情ヲ有ス、
 斯カル了解ノタメ受諾シ得ヘキ基礎ヲ見出サントスル本政府ノ忍
 耐ハ最近數年間及殊ニ最近數ヶ月間ニ一再ナラス立證セラレタリ、
 本政府ハ現状ニ於テハ最モ完全ナル基礎（脱）ニ達セサル何物モ
 其ノ役割ヲ果ササルモノナリ（脱）ト思考ス、多數ノ筋ヨリ本政
 府ニ到達スル證據及指示ニ鑑ミ現在ニ於テハ（脱）（最モ完全ナ
 ル基礎ニ非サレハ）追及スル目的ヲ促進スルニ役立タサルヘシ、
 實情右ノ如キヲ以テ、本政府ハ今ヤ日本國政府ニ對シ、若シ本日
 本國政府力隣接諸國ヲ武力若ハ武力的威嚇ニ依ル軍事的支持ノ政
 策若ハ「プログラム」進行ノ爲更ニ何等カノ措置ヲ執ルニ於テハ
 合衆國政府ハ時ヲ移サズ合衆國及米國民ノ合法的ナル權利及利益

外務省

ル條件ニテ一切ノ國家ニ利用セラルヘキコトニ同意ストキ様提言
 スル用意アル旨華府駐在日日本國大使ヲ通シ日本國政府ニ通報セリ、
 大統領ハ更ニ前記諸國ニ對シ日本國政府力同様ノ宣言ヲ爲ス不意
 ニシテ且更ニ印度支那ヨリ其ノ陸海軍兵力ヲ撤退スルノ意圖ナリ
 トノ了解ノ下ニ、前記宣言ヲ採行ラ保障スルノ用意アル旨聲明セ
 リ、合衆國ハ右宣言ニ參加スル用意アリ、
 之等ノ努力ニ拘ラス日本國政府ハ其ノ軍事行動及極東各地點ニ於
 ケル武力ノ配置ヲ繼續シ來リ且其ノ陸、空及海軍力ヲ以テ依然印
 度支那ヲ占領シ居レリ
 合衆國政府ハ日米兩國間ノ友好的且相互ニ利益アル關係ノタメノ
 新タ尤基礎力供與セラルヘキコトニ付日本國政府ニ依リ表明セラ

外務省

240

極秘

1457

西國首脳部會見提案ニ對シ米側回答(八月十七日米大使手交)
(譯文)

「極秘」

日本國大使カ八月八日國務長官トノ會談ニ於テ提起セル問題即チ
合衆國及日本國間ノ關係調整ヲ招來スル方法ヲ討論スル意圖ヲ以
テ日本國政府及合衆國政府ノ責任アル首腦者カ會見スルコト可能
ナラスヤニ言及セラレタリ、近衛公及日本國政府ノ右提議ヲ爲サ
ルル着想ヲ多トスルモノナリ
日本國大使カ八月十六日國務長官ヲ來訪セラレタル際表明セラレ
タル太平洋ノ益局ニ關スル平和的解決ニ關聯スル會商ノ爲ノ基礎
カ存スルヤ否ヤヲ確カムル目的ニテ兩政府間ニ進行中ナリシ非公
式會談再開ノ希望ニモ亦言及セラレタリ

外務省

0 511 222

433

239

1457

防衛ノ爲及合衆國ノ安全及保障ヲ確保スル爲同政府カ必要ト認ム
ル一切ノ手段ヲ斷スルヲ餘儀ナクセラルヘキ旨聲明スルコト必妥
ナリト思考ス

外務省

0 510 221

432

272

X
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

1457

國政界ノ「キャンペーン」ヲ行ヒツツアルニ際シ兩政府間ノ會談
 カ如何ニシテ有效的ニ繼續セラレ又ハ提案力附議セラルヘキヤ
 由ヲ發見シ得サルコトヲ明瞭ナラシメタリ、國務省官吏ハ國務長
 官ノ命ヲ奉シ二四ニ亙リ日本國大使ヲ往訪シ日本ハ武力又ハ武力
 ノ威嚇ニ依リ佛領印度支那ニ於テ陸海軍基地獲得ヲ企圖シ在リト
 ノ情報ニ關スル不安ノ念ヲ表明セリ、次イテ七月二十一日及二十
 三日國務長官代理ハ日本國公使及大使ニ對シ佛領ニ關スル日本ノ
 意圖ノ問題ヲ提起シ且合衆國政府トシテハ日本ノ佛領占領乃至同
 地域ニ於ケル陸海軍基地取得ハ日本カ南太平洋地域ニ於ケルヨリ
 以上ノ征服運動ニ乘出ス準備的一步ヲ武力的手段ニ依リ踏ミ出シ
 タルモノト推定スル外ナキコトヲ指摘セリ、國務長官代理ハ更ニ

外
務
省

0 513 224

435

271

1457

日本國大使力之等提議ヲ提起セル際國務長官ハ同大使ニ對シ合衆
 國政府ハ既ニ大ナル忍耐ヲ示シ且日本國政府カ平和的方策ヲ追及
 スヘキ意圖ヲ表明スル限リ有忍耐ノ方針ヲ繼續スル用意ヲ有セシ
 コトヲ想起セシメタリ、右方針續行中ニ於テ米國政府ハ日本國政
 府カ大使及國務長官間ニ於ケル最近ノ會談ノ基調ヲ爲セル方策ト
 ハ正反對ノ方策ヲ採リツツアルコトヲ明瞭ニ指示スル情報ヲ接獲
 セル旨同大使ニ指摘セリ、又日本ノ新聞ハ合衆國ニ依ル日本包圍
 ニ付論議スル機絶ヘス刺戟セラレ且輿論ヲ煽動スルコトヲ目的ト
 スル方法ニ付公式ニ指導セラレツツアル事實ヲ指摘セリ、國務長
 官ハ一方ニ於テ日本ノ公ノ「スポークスマン」(複数)及日本新
 聞カ合衆國カ日本ヲ包圍スルニ努メツツアルコトヲ主要シ且合衆

外
務
省

0 512 223

434

日本ノ此ノ新行動ハ合衆國ノ必需原料品ノ取得及比價賤降ヲ含ム太平洋ノ平和ニトリ有害ナルコトヲ指擧セリ
 從テ合衆國政府ハ日本國大使ニ對シ本政府ノ意見ニ依レハ當時日本國政府力採リツツアリタル措置ハ太平洋地域ニ於ケル平和的解決ニ關聯セル會談ヲ此上續行スル基礎ヲ失ハシムルコトトナリタル旨通報スルノ外ナカリシ次第ナリ
 太平洋ノ全局ニ關スル平和的解決ニ關聯セル會商ノ基礎存スルヤヲ確定スルコトヲ目的トスル日本國政府及合衆國政府間ノ非公式討論ハ當然平和的手段ニ依リ達成シ得ヘキ「プログラム」ノ立案ヲ豫見スルモノナリ、合衆國若ハ日本國孰レカノ權利及特權ニ關聯セル何等カノ提案若ハ示唆ハ合衆國力從來長ク奮闘シ來レル甚

外務省

本原則ニ適合スルモノ以外考慮セラレサルコト勿論ナリ
 斯ル非公式討論ニ於テ豫見セラルル「プログラム」ハ太平洋盆地ニ經濟的機會及待遇ノ平等原則ヲ適用スルコトヲ包含スヘシ、右ハ斯テ一切ノ國家ニヨル原料品及其他ノ一切ノ必需物資ノ入手ヲ可能ナラシムヘシ、斯ル「プログラム」ハ太平洋ニ在ル一切ノ國民自身ノ經濟ノミナラス生産能力改善ノ餘地アル諸地域ノ經濟ヲモ建設スルカ爲資本、技術的才能及進歩的ナル經濟的指導力ノ利用シ得ヘキ一切ノ資源活用ノ爲之等諸國民ニ依ル自發的且平和的基礎ニ基ケル協力ヲ豫見スルモノトス、其ノ結果（一）ハ關係諸國民及諸民族ノ購買力ヲ増加シ、生活標準ヲ向上セシメ又平和維持ニ嚮導スヘキ諸條件ヲ創造スルニ在ルヘシ、平和的且建設的

外務省

カ如キ場合ニ關シテハ、合衆國政府ハ一切ノ國家カ新ル獨占的生
 産品ノ分配ニ付公正ナル分前ヲ且公正ナル價格ニ於テ與ヘラレシ
 ムル爲メ同政府ノ勢力ヲ行使スルコトヲ專斷スヘシ、
 若シテ日本國政府カ同政府カ其ノ目的ナリト確言スル所ノモノヲ
 追求シツツアルニ於テハ、合衆國政府ハ右ニ略述セル「プログラ
 ム」ハ日本ニ對シ其ノ經濟的要素及合法的ナル希望ニ關スル満足
 ヲ他ノ如何ナル「プログラム」ヨリモ一層確實ニ保障スルモノト
 信賴シ得ラルヘキモノナリト思惟ス
 日本國政府カ日本ハ其ノ膨脹主義活動ヲ停止シ、其ノ立場ヲ調整
 シ且合衆國カ誓約シ居ル「プログラム」及原則ニ從ヒテ太平洋ニ
 關スル平和的「プログラム」ニ乗出スルコトノ希望ヲ有シ且實行

外務省

ナル原則ニ基ケル新ル「プログラム」ニシテ太平洋ノ爲ニ採擇セ
 ラレ、右採擇後太平洋内ノ諸國家若ハ諸地域ノ孰レカ脅威セラル
 ルカ如キ場合ニ於テハ侵略ニ抵抗シツツアル諸國民援助ノ政策ハ
 本政府ニ依リテ依然進奉セラルヘク、本政府ハ脅威セラルル何レ
 ノ國家ヘノ援助ヲ擴張スルコトニ付他國民（復數）ト協力スヘシ
 太平洋地域ニ於ケル新ル「プログラム」ノ下ニ於テハ合衆國政府
 ノ見解ニ依レハ日本ハ同國カ欲求シツツアリト確言シ居ル所ノ一
 切ノ目的ヲ達成スヘシ、右「プログラム」ハ如何ナル國家ヲシテ
 モ他國民ニ對スル軍事的若ハ政治的支配ヲ意圖シ又ハ確定的ニ獨
 占的若ハ優先的性質ヲ有スル經濟的權利ヲ獲得シ得サラシムルモ
 ハナルヘシ、必需物資ノ生産及分配力獨占（複數）ニ歸屬シ居ル

外務省

248

1457

野村大使、コロンビア大統領、コフレゴス、今談、於テ、コロンビア大統領、
ハ左ノ如ク提言セリ

(1) 若シ日本カ印進駐ヲ差控ルニ於テハ、大統領ハ米國ハ勿論、
英國、和蘭、支那ノ各政府ヨリ、印ヲ中立地域ニ確約ヲ得、
ヘク最善ノ奴力カナラズ、但シ右ノ日本モ同様、印ノ中立化
ヲ誓約スルニテ、條件トス、右ノ中立化ハ、各國カ印ニ對シテ

印向題ノ経緯

一 七月二十四日米側提案

0 519 230

441

247

1457

シ得ルニ於テハ、合衆國政府ハ七月ニ中絶セラレタル非公式豫備
的討議ノ再開ヲ考慮スルノ用意アリ且欣然意見交換ノ爲適當ナル
時期及場所ノ斡旋ニ努力スヘシ

然レ共、合衆國政府ハ兩國政府間ノ非公式會談ノ中絶ニ關聯セル
事情ニ鑑ミ、右會談ヲ再開スルニ先立テ若ハ會見ノタメノ諸計畫
ニ着手スルニ先立テ日本國政府カ本政府カ繰返シ其ノ態度及計畫
ヲ日本國政府ニ對シ略述セルカ如ク同政府ノ現在ノ態度及計畫ニ
關シ從來提示セラレタルヨリモ更ニ明瞭ナル「ステートメント」
ヲ提示セラルルコトヲ得ハ兩國政府ニトリ有益ナルヘシト思惟ス

外務省

0 518 229

440 439

野村大使「ルビ」上之談話「ナフ」ロー「上」ノ合議ニ於テ「ルビ」ニ「上」ノ談話

ハチノ如ク提言セリ

(1) 若シ日本が仏印進駐ノ差控ニ於テハ大衆國ハ米國ノ利益

英國・荷蘭・支那ノ各政府ヨリ 仏印ノ中立區域ニ進駐シテ

ハク最善ノ案ナリトシ「レ」但シ右ノ日本ニ同種 仏印ノ中立

ヲ誓約スルニテ條件トス「レ」右中五他ハ各國ガ仏印ニ於

外務省

0 519 230

441

シ得ルニ於テハ、合衆國政府ハ七月ニ中絶セラレタル非公式豫備

的討議ノ再開ヲ考慮スルノ用意アリ且欣然意見交換ノ爲適當ナル

時期及場所ノ斡旋ニ努力スヘシ

然レ共、合衆國政府ハ兩國政府間ノ非公式會談ノ中絶ニ關聯セル

事情ニ鑑ミ、右會談ヲ再開スルニ先立テ若ハ會見ノタメノ諸計畫

ニ着手スルニ先立テ日本國政府カ本政府カ繰返シ其ノ態度及計畫

ヲ日本國政府ニ對シ略述セルカ如ク同政府ノ現在ノ態度及計畫ニ

關シ從來提示セラレタルヨリモ更ニ明瞭ナル「ステートメント」

ヲ提示セラルルコトヲ得ハ兩國政府ニトリ有益ナルヘシト思惟ス

外務省

0 518 229

440 439

250
3

1457

二月八日 我方回答

印共同防衛措置ハ平和的且自衛的措置タルノ事ニ付
 英米蘭印等、訂日動向ニヨリ若起セラレタル日本側論、現狀ニ
 鑑ミ、該措置ニヨリ以テ、計外強硬論ノ爆發ヲ抑制シ、近イテハ
 太平洋ノ平和破壊ノ防止ノ爲、ニ必要ニ付得ナルノ措置ヲ行
 而上トモ、米ハ右ニヨリ不安ノ念ヲ一掃シ得ヌルモ一応肯ルニ付
 右ノ報告ニ付、右ハ進カニ機密「オフレコード」ノ商議ニヨリ行ヒ
 右ニ関シ合意成立セル時ハ、先般東経統ノ本島日本國交調
 整會中ニ商宣組入ル（オフレコード）以上口頭

外務省

0 521 232

443

249
2

1457

侵略ヲ行ハシムルニ及、右地域内ニ於テ如何ナル武力行使ヲモナサル
 コトヲ意味ス
 (四) 現在ノ非常時、銃ヲ限リ、仏印カ現在ノ地方官憲、ヨニ在リ
 「ドゴール」流ニ依リ、預託セラレタルヘント、保序ヲ固保スルヨリ取付
 コル様、協カス
 (ハ) 右提案ハ何レノ國モ日本及印度支那ニ対シテ敵意ヲ有セラル理記ナ
 リ、又、日本カ、仏印ニ求テ、アル食料ノ供給及、資源ノ獲得、
 秘會ハ、最も完全ニ且自由ニ行ハルヘシ

外務省

0 520 231

442

(一) 日本及其物資輸送線ニ對シテ脅威ノ除キ爲メ美國ハ南西太平洋地域ニ於テ軍事的手段ヲ中止ス。又半島ニ對シテ戰ハルニ及ビ英國ハ英及蘭印ニ對シテ同様ノ措置ヲ出スルヲ勸メ、
 (二) 南西太平洋地域ニ於テ日本、夕照トスル天然資源ノ生産及獲得並ニ日本蘭印内陸案ノ解決ニ付協力ス。
 (三) 右ノ關係ニ日米兩國間ノ通常通商關係恢復ノ措置ヲ講ジ、
 (四) 日本カ(一)ニ約セル所ニ體ジ、美國ハ日本ト權利ヲ同ニ直接商議開始セルヲ採擧シ、
 又美國ハ撤兵後ニ於テ元領土ニ於テ帝國ノ特殊地位ヲ

外務省

(一) 日本政府ハ左ヲ確約ス
 (二) 極東ニ於テハ美國領土ニ對シテ脅威ヲ除ク爲メ日本ハ其軍隊ヲ南西太平洋地域ニ於テ領土以外ニ進駐セシムルニ及ビ領土ニ於テ軍隊ハ支那事變解決迄ハ進駐スルヲ撤退ス。
 (三) 比島ハ適當ノ時期ニ其中心ヲ保障ス。但シ帝國政府及臣民ハ合衆國ヲ合ハ一切ノ國ト同等ノ待遇ヲ受ケルモノトス。
 (四) 東亞ニ於テハ合衆國ノ主要ナル天然資源ノ生産及獲得ニ協力ス。
 (五) 美國政府ハ左ヲ確約ス。

外務省

254

1457

謂ノキヨク言ハルニモトモテ又ハナリトシテ

外務省

0 525 236

447

253

1457

答認ス

三月十七日米國回答

米大統領ヨリ在米大使ニ付シテ日本ノ現在以上ノ武力進出ニ付テハ警告
ヲ手差セリ

(1) 七月二十四日付ノ米國提呈ニモ拘ラス日本ハ極東ニ於テハ軍事

行動ヲ鉅銃シ来リ且ハ印ヲ台據セリ

(2) 復壯右ノ如クナルヲ以テ米國ハ日本ニ付シテ若シ日本カ隣國諸國

ヲ武力ニヨル支配ノ度何等カノ措置ヲ執ルニ於テハ米國ハ

米國及米國民ノ利益ヲ擁護スル爲メ必要ノ一切ノ手取ヲ

外務省

0 524 235

446